

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉法にかかる障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、障害児入所給付費等に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和3年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法に係る障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	【概要】 児童福祉法に基づき、障害児入所施設への入所を希望する障害児の保護者が提出した住民票や税情報等を元に審査を行い、対象児童の入所受給者証を交付する。そのうえで障害児入所施設受給者台帳において給付に関する情報を管理する。 【具体的事務】 ・障害児入所受給者証の交付申請の受理、審査、自己負担額の算定 ・受給者証の交付、記載内容の変更申請や利用者負担の減免申請に伴う再交付、更新に係る交付 ・受給者台帳の整備に関する事務
③システムの名称	障害児施設受給者管理ネットワーク 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児入所施設受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表第一 7項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二 26項、56の2項、57項、87項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1項のへ、第30条第2項、第31条第1項のイ、第31条第2項のイ、第31条第5項のイ及び第44条第1項のへ ※番号法第19条第7項に定める別表第二 116項に定める主務省令は未制定 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第19条第8号 別表第二 8項、14項及び15項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条2項及び第11条各号 ※番号法別表第二 15項で定める主務省令は未制定
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府健康福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

[illegible]